

【記載例】 退職により未徴収税額を一括徴収する場合

令和6年度 給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

転勤、再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤手続を済ませたうえで、南相馬市税務課市民税係に提出してください。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

福島県南相馬市長 令和6年12月24日 提出(注1)		給与(特別徴収義務者) 支払者	所在地(住所) 〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 フリガナ ミナミソウマイチロウ 名称(氏名) 株式会社 本町 代表者の職氏名 代表取締役 本町三郎 個人番号又は法人番号 0123456789012	特別徴収義務者 指定番号 0384123456 所属 総務課給与係 氏名 原町次郎 電話 0244-24-5226	※市 処理欄
給与所得者		フリガナ ミナミソウマイチロウ 氏名 南相馬一郎 生年月日 T・S・H 2年4月1日 個人番号 123456789012 1月1日現在の住所 〒979-2195 福島県南相馬市小高区本町二丁目78番地 現在の住所 (給与の支払を受けなくなった後の住所) 〒 同上	(ア) 特別徴収税額(年税額) 円 125,000 (イ) 徴収済額 円 73,000 (ウ) 未徴収税額 円 52,000	異動年月日 6年12月24日 異動の事由 1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 その他	異動後の未徴収税額の徴収方法 1 特別徴収継続 → (C欄記入) 2 一括徴収 → (B欄記入) 3 普通徴収 [残額を本人が納付します] 1月1日から退職時までの給与支払総額 円 2,203,740 控除社会保険料額 円 280,980

●一括徴収の届出書

一括徴収の理由(注2) 1. 異動が12月31日以前で本人から申出有(注3) 2. 1月1日以降に退職(注3)	徴収予定 徴収予定月日 1月21日 徴収予定額 52,000円 徴収予定額合計 [上記(ウ)と同額] 52,000円 (1月分(2月10日納期限)で納入します)
---	---

(注1) 異動のあった月の翌月9日(その日が土・日曜日、祝日に該当するときは、直前の平日)正午までにこの届出書を提出してください。
 (注2) 退職後国外へ転出する場合は、一括徴収にご協力をお願いします。
 (注3) 1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。(地方税法第321条の5第2項)
 (注4) 本市の特別徴収が初めての場合は、指定番号は無記入で提出してください。

●転勤等による特別徴収届出書(欄外左側を参照。新勤務先が記入してください。)

月割額 [] 円を [] 月分から徴収し納入する。	給与(特別徴収義務者) 支払者	所在地 〒 フリガナ 氏名又は名称 代表者の職氏名 個人番号又は法人番号	特別徴収義務者 指定番号(注4) 担当この届出に連絡先 所属 氏名 電話
-----------------------------	-----------------	--	--

※市記入欄 指定番号 転勤先指定番号 異動区分 1 2 6 異動事由 徴収済月 変更月・期 処理 現年度 新年度

※印の欄は届出者において記載する必要はありません。 【提出先】 〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 南相馬市役所税務課市民税係 電話 0244-24-5226